平成24年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 5		府省庁名 経済産業省				
対象	税目	個。	人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (特別土地保有税)				
要望 項目名		沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置					
要望(概		に観り	寺例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 中縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)が平成 24 年 3 月 31 日に期限を迎えることから、次期法制 おいては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな 光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振 地域(仮称)に分割することとし、各地域に観光関連施設を新設した場合に税制優遇を行うことにより、 の高い観光施設の立地を促進する。				
		① 3 2 3	特例措置の内容 観光関連施設(一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集 会施設、販売施設、宿泊施設(スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の 要件を満たすものに限る)係る事業所等の事業所税の特例 ※対象の観光関連施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。 資産割 課税標準 1/2 (5年) 上記観光関連施設に係る特別土地保有税の非課税 上記観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税(法人税 割)及び法人事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。				
関係	条文	- 1	①地方税法附則第33条第1項、同法施行令附則第16条の2の8、同法施行規則第12条の3 ③地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号				
減 見込		(>	切年度) ▲79 (—) (平年度) ▲79 (—) (単位:百万円)				
要望	(1)政策目的						
本要 対応 縮源	する	_	ページ				

	政策体系におけ	1経済成長
	る政策目的の位	
	置付け	- 7は親火安物 親火原子 1 1 火ナーリの親火災患ぬ 亚松準大口物の増加
	政策の 達成目標	・入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加
	税負担軽減措	平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間
	置等の適用又	
	は延長期間	
슫		・入域観光客数:約 780 万人、観光収入:約 7,000 億円、1人当たりの観光消費額: 85,000
合理性		円、平均滞在日数 : 4. 28 日 <参考>
	同上の期間中	\参考ン 次期法制の予定期限である平成 33 年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の 50%
	の達成目標	達成(対平成22年度実績比)を目指すもの。
		・入域観光客数:1,000 万人、観光収入:1兆円、1人当たりの観光消費額:10 万円、平均滞
		在日数:4. 78 日
		平成22年度の実績
	政策目標の	・入域観光客数:572 万人(うち外国人観光客数:28 万人)・観光収入:4,033 億円
	達成状況	・観光客一人当たりの県内消費額:70,536 円
		· 平均滞在日数: 3.78 日
	要望の措置の	5 施設/年
	適用見込み	
有		業からの税収増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果
効	要望の措置の	が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観へ
性	効果見込み	の配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用
	(手段としての 有効性)	等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化して
	HXJIT/	いくには、質の高いり ころの提供、観光者の利度性の同工が不められるの、工能の効果完工
		ブが必要。
	当該要望項目	国税
	以外の税制上の	・投資税額控除(法人税)
	支援措置	本类型。
	予算上の措置等 の要求内容	・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による 減収補てん措置(5年間)
	及び金額	
	上記の予算上	投資税額控除(法人税)と沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリス
相	の措置等と	クを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。
当	要望項目との	
性	関係	製造 観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観
		観元度素の振興に当たっては、民間の創息を活用することが極めて重要であるが、他力、観 光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。
		こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスク
	要望の措置の	が大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中
	妥当性	期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとな
		┃っている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観へ ┃の配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利┃
		別に慮等を安けてすることにより、観光関達地設の外国人対応の促進で持続的な観光資源の利 用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。
	ページ	_
	<u> </u>	

税負担軽減措置等の 適用実績	現行観光振興地域における事業所税の軽減措置の適用実績(平成14年度~22年度) ・施設数:1 ・減収額:241百万円 【参考】国税軽減措置の適用実績(平成14年度~22年度) ・施設数:2 ・減収額:164百万円
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	現行観光振興地域における租税特別措置により、観光振興地域における観光関連施設の整備 が促進され、入域観光客数及び観光収入の増加に寄与。
前回要望時の 達成目標	現行観光振興地域における租税特別措置の延長要望時(平成18年8月末) 平成23年度目標 ・入域観光客数:650万人、観光収入:7,085億円「第3次沖縄県観光振興計画(変更前)」
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	平成20年には、入域観光客数605万人、観光収入4,365億円と、いずれも過去最高を記録したものの、その後の世界同時不況の影響により落ち込み、また本年3月の東日本大震災の発生により、今後も厳しい状況が続くと予想される。
これまでの要望経緯	・現行観光振興地域における租税特別措置の経緯 平成 10 年 4 月 制度創設 平成 14 年 4 月 地域指定要件、対象施設要件の緩和 平成 19 年 4 月 制度の延長及び対象施設の拡充
ページ	